

訪問リハビリステーション ひより坂

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業)

あなたに対する健康保険法及び関連法令によるサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者

事業主体名	社会医療法人 高橋病院
所在地	〒040-8691 函館市時任町1番2号
連絡先	電話 (0138) 78-1230 FAX (0138) 78-1231
法人種別	社会医療法人
代表者	高橋 肇

2 事業所概要

事業署名	訪問リハビリステーション ひより坂
所在地	〒040-8691 函館市時任町1番2号
事業所番号	0111419263
管理者	高橋 肇
連絡先	TEL (0138) 78-1114 FAX (0138) 78-1115
第三者評価 実施の有無	無

3 事業の目的と方針

事業の目的	事業者が、居宅サービス計画に基づく依頼を受けて、医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態の利用者に対し適切なリハビリテーションを提供します。
運営の方針	1. 利用者の意志及び人格を尊重し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことが出来るよう療養生活を支援し、心身の維持・機能回復を図ります。 2. 利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止のため目標を設定し、リハビリテーションを計画的に行います。 3. 利用者の病状や心身の状況、生活環境を把握し、居宅介護支援事業者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供する事業者と連携を図り、適切なサービスの提供を行います。

4. 事業所の職員体制(訪問リハビリと予防訪問リハビリを兼務)

職 種	常勤	非常勤	備 考
管理者	1名	—	高橋病院（併設）と兼務
医師	11名	0名	高橋病院（併設）と兼務
理学療法士	3名	0名	
作業療法士	2名	0名	
言語聴覚士	1名	1名	

5. 営業日および営業時間

営業日	月～土曜日（日曜、祝日、7/13（午後）、開院記念日（8/13）、年末年始（12/30～1/3）など就業規則による休日は休業日となる）		
営業時間	月～金曜日	8：45～17：00	
	土曜日	8：45～12：15	

6 通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、函館市（合併した旧戸井町・旧恵山町・旧椴法華村・旧南茅部町を除く）、北斗市（七重浜、追分）とします。

7 サービス内容

- ① 身体状況や障がいの状態に合わせた日常生活の確認・指導・助言
- ② 在宅改修や福祉用具の相談
- ③ 介助方法や介護方法の指導
- ④ 利用者の状態と生活習慣に合わせた趣味・生活活動の援助
- ⑤ 各種リハビリテーション

（日常生活活動練習、日常生活関連活動練習、基本動作練習、移動練習、高次脳機能練習、コミュニケーション練習、食事練習）

8 事故発生時の対応

利用者の心身の状態の急変やけが等の事故が発生した場合は、その家族、市町村等に連絡するとともに、主治医・協力医療機関への連絡、又は救急車の手配等適切な措置を講じます。又、サービスの実施に伴い、損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 秘密の保持

当時業者が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションにおいて、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。

従業員が退職後も、在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

10 利用料等

- ① 健康保険法および介護保険法に基づき、基本料金、加算等の厚生労働大臣が定めた額の自己負担割合に応じた料金がかかります。（別紙 料金表参照）

- ② 利用料は、月末締め翌月払いとなり、サービス提供月の翌月に請求書をお渡し致します。
また、お支払い方法については原則、郵便局による口座引落としとなります。
- ③ キャンセルが発生した場合には、別途定める料金をお支払いいただきます。
- ④ 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2か月以上滞納した場合、事業者は1か月以上の期間を定めて請求致します。請求期限までに利用料の支払いがない場合は、契約を解除する旨の勧告をする場合があります。

1 1 キャンセル料

①サービス利用日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
②サービス利用日の前日 17 時までにご連絡がなかった場合	当日利用予定料金のご負担金 全額

※利用者様の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日、又はスタッフ到着後のキャンセルは、キャンセル料が発生致しますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。)

連絡先 (電話) : 0138 - 78 - 1114

1 2 サービス内容に関する相談・苦情

当事業所に関する相談、苦情は下記にて承ります。担当者不在時にも、ご遠慮なくお申し出ください。また、函館市や国保連合会への苦情申し立てもできます。

ご相談・ご苦情窓口	訪問リハビリステーションひより坂 松田 泰樹
苦情・相談窓口連絡先	〒040-8691 函館市時任町1番2号 TEL : 0138-78-1114 FAX : 0138-78-1115
当事業所以外に、下記の各市町村介護保険担当課、国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。	
函館市役所保健福祉部高齢福祉課	住所 函館市東雲町4番13号 電話 0138-21-3025(高齢者・介護総合相談窓口)
函館市保健福祉部指導監査課	住所 函館市東雲町4番13号 電話 0138-21-3923 0138-21-3926 0138-21-3927
北海道国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口直通(介護保険)	住所 札幌市中央区南2条西14丁目 電話 011-231-5175
北海道厚生局医療課(医療保険)	住所 札幌市北区北7条西2丁目15-1 電話 011-796-5105

1 3 協力医療機関・協力施設

当事業所では各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として又は各利用者に関わる福祉面の協力福祉機関として連携体制を整備しています。

社会医療法人 高橋病院 函館市元町3 2 番 1 8 号 (0138) 23-7221
介護老人保健施設 ゆとりろ 函館市宝来町1 4 番 2 7 号 (0138) 23-7223

1 4. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①理学療法士等は、年金の管理、金銭の賃借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②理学療法士等は、介護保険制度上、利用者の心身、生活機能の維持回復のためにリハビリテーションを行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③理学療法士等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

年 月 日

(乙) 当事業者、事業所は、(甲) 利用者さまに対する訪問リハビリおよび指定居宅介護サービスの提供にあたり、本書面に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 事業者(説明者)

所在地 函館市時任町1 番 2 号
事業者名 社会医療法人高橋病院
訪問リハビリステーション ひより坂

Ⓔ